



て、そうして逆算をしてくと予算額でも不足が出て参りますから、それを臨時国会で補正をするかという問題まで話し合つたのでありますが、いずれにしてもそれは例年の例に見るように、十二月、一月、二月という時期に総目標額の四〇％ないし四五％を達成するといふのでありますから、十二月、一月、二月の実績を見て、そうして予算内でやりくりができない場合には、手数料その他の問題は三十三年三月三十一日までに補正をすれば十分間に合ふのだから、一応現在のところは千五百十億プラス・アルファという数字を明確にしないで、運用に障害がないのだから、法律案の改正だけでいいというところで提案をしておりますから、事務当局と私との間に食い違いはないのであります。千五百十億プラス・アルファをどこまでやるかというのは、この法律が通過をする段階において、昭和三十一年度の下半期にどういう方針に出ようかということをおあらためて省議できたい、こういう考えでおりますから御了解願います。

○森本委員 そりするとはいきりしたことは、今のところ、三月三十一日までについては、この法律案を改正することによつて千五百十億以上にだけだけの見込をしておる、こういうことはない、この法律案を通過することによつて千五百十億というものを完全にやればよろしい、こういうことですね。

○田中国務大臣 そりです。

○森本委員 その点ははっきりしたわけでありませう。

そこで次の問題をお聞きしたいと思ひます。今回の改正の中で、第十条の二十万円を三十万円に改正する

というのが第一番目の主たる目的であります。あなたが御承知の通りこの三十万円というものは貯金総額です。そこで私の意見にもなりますが、この三十万円というものは貯金の総額であつて、通常郵便貯金も積立貯金も定額貯金も一緒にして三十万円ということになるわけでありませう。ところがこの前の委員会においての質疑応答においても明らかにしたように、通常郵便貯金においては一人が二冊以上持った場合には、その最高額を監査するということが非常に困難な情勢なんです。ましてや積立貯金、定額貯金と通常郵便貯金との間を判別する場合に、非常にやりにくい。しかしそれかといつて貯金総額を三十万円といふこととで押えられたので、実際には通常郵便貯金、定額貯金を一緒にしてそれ以上についてはできない、こういうのが趣旨なんです。趣旨だけれども、通常郵便貯金と定額貯金というもののあり方を考えた場合に、実際にはこれが往々にして上回らざるを得ないような現在の貯金の仕組みであらうと考えられる、だから第十条の制限額というものは、やはり通常郵便貯金だけの制限額にして、定額貯金とか積立貯金というものはこれは性格が違ふわけでありませうから、こういうものについては制限を課さないというのがほんとうじゃないのですか。

○田中国務大臣 私は郵便貯金を非常にたくさん吸収することが国家的に必要である、こういう観点に立つておりますので、できればたいの御説のように明確に答弁したいのでありますが、この制限額の問題は御承知の通り長い歴史をたどつて徐々に上げてき

ておりますし、なかなか抵抗の多い問題であります。なぜ抵抗が多いかといふと、郵便貯金をたくさんしてもらわなければならぬと言ひながらも、民間預貯金との競争を避けるという問題と、もう一つは郵便貯金の利子に対しては非課税になつておりますので、そういう面から限度額といふものについてはいろいろ問題があり、郵政当局としても当初は三十五万円ないし四十万円といふような原案を考えたのでありますが、政府内部の意見が一致するところが提出法律案のように三十万円といふことになりましたので、御説のようないろいろな基本的な考えに對しては、さらにまた十分研究をしなればならない問題であらう、その意見が合致したときにその時期その時期で改正をし、より合理的なものにしていく以外にはないのじゃないか、こうお答えする以外にはないのであります。

○森本委員 現在の段階においては、郵政大臣としてはそういう答弁が最高の限界であらうとは私も考えますけれども、現在定額郵便貯金の最高が五万円といふことになつておるわけですね。すると六枚の定額貯金証書をもらえば、あと通常郵便貯金も積立貯金も全然できぬといふことになるわけですね。今日は農家の人々で実際に米の代金が入つた場合は、三十万円をそこらぐらひの定額貯金を一人でやるといふことは、現実の問題として相当あるわけですね。そういうことを考えた場合には、今の段階としては大蔵省その他の方面との関係でやりにくいとしても、将来の方向としてはそういうふうにあるべきではないかというのが私の意見であ

ります。大臣としてもその趣旨には賛成のようでありませうから、この問題についてはそれでございませう。

次にこの間の委員会でも若干問題になりましたけれども、目標額を上回つたものの増加額について、貯金の利用者に対するサービスの改善等について将来考究していきたい、こういう大臣の答弁もあつたように記憶しております。それと同時に目標額を上回つた増加分については、場合によつては郵政省自体が運用を行うといふようなことについても考えてみたい、こういうような答弁があつたように記憶しております。そのわけでありませう、そういうふうにお答を申し上げておりましたし、特に郵政省としては長い歴史を持つて、簡易保険と同じように運用の問題をやりたいといふことを主張しておるわけでありませう。特に金を集めるだけ集めて、使うのは全然別のところで使われるといふことに對して異議もありませんし、私自身が郵便貯金や簡易保険というものに対して非常に大きな関心を持ち、将来の政府資金としての郵便貯金や簡易生命保険の原資といふものに対して非常に期待をしておりますので、集める側にある郵政職員に意欲を向上させ、また幾らかでも預金者に還元をするといふような趣旨が貫かれれば非常にけっこうだ、こういう原則的な気持を持つておることは前に申し上げた通りであります。ただこの運用権に關する争ひは昔からありますし、特に議論の存するところでありませうので、調査研究を進めておるわけでございます。

す。ただ厚生保険會計の預託金の例もありませんので、私としてはこういう道が開けるならば、一円満に話し合ひをして何とか道を開きたいといふ考えを持ち、また熱意を持つておることには変わりはないのであります。ただこの問題を根本的に解決するには、どういふ状態において解決せられるかといふと、零細な国民の消費を抑えるためにだけ、郵便貯金という方法で貯蓄が進められてきたのだといふ考えだけでは、なかなかこの大問題は解決できないと思ひます。戦後御承知の通り中小企業の問題にしても、また国の基幹産業、陸路産業に投資をする問題にしても、旧憲法時代のように國の資金が重点的に、また時の政府の考えのようには動かないといふ現状にあるのであります。日銀法及び銀行法等によつて、全く金融資本といふものは独自に運営をせられておりますので、政府または国会が中小企業に金を出したいといつても、なかなか出せないといふ現状にあることは御承知の通りであります。そういう意味から考えていければ、政府資金といふものを今よりもつとウエイトを置いて、そうして基幹産業や陸路産業、特に行政上処置しなければならぬような資金面に対しては國家資金を大幅に出す。そのためには今までの概念を変えて、郵便貯金や簡易生命保険といふようなものをもつと新しい分野で、新しい観点から重点的にこれを活用するといふふうな定義をはつきりして参りますと、おのずから運用権の問題も出てくるのでありまして、非常にむずかしい問題ではあります。が、誠意を持つてこの問題に對して何

らかの方途を見出したい、こういう段階でございます。

○森本委員 それでは次の問題として、預金部の方から郵便貯金会計に入っておりますの金利はたしか今六分であつたと思うのですが、その通りですか。

○田中事務大臣 その通りであります。

○森本委員 それで貯金会計の方はその六分の利率において、完全に採算がとれて回っていくわけですか。

○田中事務大臣 六分では多少足りないようでありまして、幾らか値上げをするといふことも考えられますが、御承知の通り資金運用部の資金は大体六分二厘程度にしか回っておりませんので、なお不足分は資金運用部から今年度は四十四億でございますが繰り入れられておりますし、郵政特別会計としては特に支障がありませんので、この問題もやはりもつと根本的にものを考えなければならぬのじやないかといふことを考えておるわけでありまして、特にこの際申し上げておきたいのは、ただ郵政当局としましては特別会計に六分でもらつてゐるものを六分二厘でもらいたいという議論は成り立ちますが、国務大臣として金利コストといふものが高くなることが果していいのかわかりませんが、これはなかなかさう端的に郵政大臣としての職務だけで割り切れる問題ではないのでありますので、将来国会の御意向等も十分しんしゃくをして適正な結論を見出さなければならぬ、こういう状態でございます。

○森本委員 六分では足りない。それで預金部の方から繰り入れておる意欲をそがないで大きくやれるのじやないかと、この問題に對しては、

○田中事務大臣 赤字補てん分は将来返さなければならぬといふことになつております。特に返す場合には黒字になつた場合返すといふのであります。が、黒字になる場合は業績手当として支給したいといふ気持もあるときに返さなければならぬ、こういうところに私も非常にびつたりしないものを感じております。こういう特別会計においては、特に貯金などといふものがさう大きく黒字になるといふことは期待されません。といふのは六分に原則的に据え置いておるといふことであれば、当然赤字は累増する、こう考えなければならぬでしょう。それで特に口座の数をふやしていくといふ場合は、だんだん複雑にもなりますし、特に零細なものを集めておるわけでありまして、から、さういふ意味では赤字を解消し、将来黒字となり、これを返すといふようなことはなかなかむずかしい、さういふふうに考えられますので、私としてはその年度々々で一応繰り入れたものはいつか返すなどという他人行儀なことを言わないで、こちら七千億もお貸ししておるのであります。これはもう私たちが運用すればいいことも郵政当局としては十分考へられるのを、大きく国家的な原資として運用権を大蔵省にまかしておるのでありますから、この問題も何とか片づけて、その年度々々にピリオドを打つようなことをすれば、預金を集める人の意欲をそがないで大きくやれるのじやないかと、この問題に對しては、

○森本委員 これはこの前の三十一年度、三十二年の予算委員会において、私はこの問題に對しては郵政省の経理局長にも追求したことがあるわけでありまして、実際に商売が繁盛して範圍がどんどん拡大されていくに従つて赤字がふえるなんというやり方は、非常にこれはおかしいと思うのです。郵政省の場合は現業であるから国民にサービスしなければならぬ。商売人と同じような考え方においてやれといふことを現業の職員に訓諭しておきながら、それはまるきり武士の商法ではございせんが、非常に商売が繁盛すればするほど赤字がふえるといふふうな、へんちくりんな格好になつてゐるわけでありまして。確かにその赤字の分については預金部の方から繰り入れてもらつておるけれども、それは年々郵政省の借金としてそれだけ残つていくわけであつて、借金といふものは将来どうなるか、返さなくてもいいといふ考へ方において、おそろしく郵政省の事務当局あたりについてはやつておるだらうと思ひますし、また経理局長なんかもさういふ意味の答弁しておりましたけれども、しかし法的にはこれはあくまでも借金であることに間違いないわけですから、大臣が今言つたやうに、年々さういふ問題については解決をつけていくといふことが、現業職員に對する励みにもなるわけでありまして、このやうな不合理な点については根本的に改正をする。それがためにはやはり現在預金部の方からこつちへ繰り入れておるところの金利を引き上げ

る。そしてその金利のコストが高くなるといふことについては、場合によつては一般会計から他へ貸し付ける場合の金利を保障するといふふうなことをやらなければ、郵政省の貯金会計といふものがいつまでたつてもそのしわ寄せを全部受けておる。さういふつまらぬ格好になつてゐるわけでありまして、この点については大臣も今おっしゃられましたように十分将来一つお考えを願つておきたいといふことをこの際強く私は要望しておきたいと思ひ次第であります。

○田中事務大臣 それからもう一点お尋ねいたしますが、積立貯金が今回一万二千円に毎月が、これは前々から要望があつたわけでありましてけれども、一年の積立貯金でこの際できないものかといふように考へるわけでありまして、今回の法案ではこれが出されておるわけでありまして、これがなぜできないかといふことについて若干御説明を願ひたいと思ひわけでありまして。

○田中事務大臣 一年制積立預金の創設といふ考へも当初持つたのであります。法律の成案を得るまでの間にいろいろ検討しました結果、一年制積立預金をして見ても、口座をふやすだけではあつてあまり実効がないのじやないかといふ段階でありましたので、その結論が出るまで、一年制積立預金というやうなものはもう少しあとに送らう、さういふことで今回の提案になつたわけでありまして。その過程において表に出ました理由を申し上げますと、一年制の預金を創設しますと、現在あるところの二年制の積立預金の利用者が一年制のものに移行するといふやうな傾

向が非常に強く現われるのじやないかといふことであります。そうしますと、新規募集額と一年制に移行するものを合せて考えますと、現在の三倍から四倍の額にふやさなければいけません。さういふと、今までの二年制預金といふやうな安定した額を捕捉することがむずかしいのじやないかといふやうなことを考え、さういふ場合のことを算定してみますと、どうも今よりもコストが高くなり、人手も手数もよけいかかるだけであつて、実際の預金高はふえないのじやないかといふやうな問題にぶつかりましたので、一応一年制積立預金という制度に對しては見送つておるわけでありまして。なおこの問題に關しては議論があるようでありまして、現場の第一線におる人たちの意見、一年制預金に二年制の預金からどのくらい移行するのかわかるといふやうな問題ももう少し調査をして、一年制積立預金の制度を創設することによつて現在よりもより効果があるといふ見通しがつけば、あえて次の段階においてこの制度を採用することにやぶさかではないのであります。

○森本委員 ただいまおっしゃられたやうな理由で一年制を置いてはいいなといふ意見もありまして、しかし場合によつては、これも置いたことによつて二年制に波及せず、一年制独自のものをとれるのじやないかといふ意見もあるわけですね。これは実際にやってみなければわからないことであつて、現在の議論といふものは架空の議論をやつておるわけですね。この点は一つ大臣もおっしゃられたやうに、十分研究せられて――現場の職員としてはさういふ要望が強いわけでありましてか

三

ら、その点は今後十分研究せられて、成案を得られたら一つ御提出を願いたい、こう思うわけであります。

それからこの前の委員会にも出ました第二十九条の睡眠口座の件でありましたが、この点も、睡眠口座というものの整理を年に一回三月に行うというところになりませんが、私の意見としては、非常に不公平ができるのではないか。年に一回やるということになりますと、たとえは満十年十一月のものと満十年かかったものと同一に取り扱うというところになるわけであります。だから第二十九条の件については、かりにそれは年に一回でもよいという法解釈であっても、これを年三回なりあるいは年四回とたくさんやるということが、やはりこの法の趣旨に合うことだろうと思うわけです。だから年一回というところでなしに、せめて四半期ごとに一回ぐらいはやる方法が講ぜられないものかということをお尋ねしたいわけであります。

○田中中国務大臣 確かにそのつどそのつどやるのが親切であります。またそうあるべきだと思いますが、何しろ何百万件、何千万件とあるものの中からでありますから、事務的にしますと、三月三十一日の年度末で締めくくってやろう、そういうことになっておるわけであります。ただ御説の通りやるには毎日やるわけにはいかないのでも、もう一回ぐらゐ六月なら六月で締めたらどうか、九月で締めたらどうかというところが当然考えられますから、そういう問題に対しては、人員の配置がどうなるかというような問題も研究して、一つ何らか具体的な方策を立ててみたいと思います。ただ二十九条の

趣旨からいいますと、十年たつとすでに消滅をするのだ、こういうふうになつておりますが、消滅をしてしまふと法律上の建前からいいますと、再びその期限が切れたものに対して特に催告を発し、二カ月以内に返答のない者に対しては一切政府といえども支払うことができないというふうな建前もとれるわけでありますが、実際からいいますと現在催告を出しておるようなものは戦時中の隣組預金とか天引預金で、その数も非常に多いのでありますので、親切に特に政府内部でもつて十分強調をし、催告状が届かなかつたという本人の申し出があれば、期限が切れておるものでも広義に拡大して行政措置で救済をしておる。それも二十年も三十年も救済するというわけにはいきませんが、できるだけ事務的に可能な手段をとつて預金者に返したい。特に催告をするによつてその四〇何%が復活をして、また預金の台になつておるという事情にも徴して、新規のものを広げるよりもこういう催告の層もふやせるということが現われておりますので、ただ事務的に通り一べんの処置をして預金者に迷惑をかけないというのではないように、十分配慮をさしておるわけであります。また一年に一ぺんということとは、十一月半のものもあるのだということも十分考えられますので、事務的な操作によつてどの程度の回数を増えるかということもは事務局と検討して、いすれ御報告を申し上げることにいたします。

○森本委員 それからその法律が今通ることによつて、積立貯金が八千円から一万二千円になりますので、第一

回の預入額がかなり高額になるわけであります。そこで昭和三十一年度でも現在でもけつこうですが、郵政省のすべての犯罪件数が一年間に幾らあつて、そのうち貯金関係の犯罪件数が幾らあつて、そして貯金関係の犯罪のうちで積立貯金関係がどのくらいあるかということとを、ちよつと明らかにしてもらいたいと思ひます。

○加藤政府委員 お答えいたします。郵政省の全体の犯罪件数はたゞいま手元に持つておりませんが、あとからまたいたしますが、郵便貯金の犯罪だけについて申し上げますと、昭和三十一年度には犯罪件数は百六十七件でございます。その内訳は通常貯金が五十八件、積立貯金が六十四件、定額貯金が四十五件となつておりまして、積立貯金の犯罪が一番多いということになつております。

○森本委員 これは今回私は特に老練心ながら申し上げるわけでありすが、こういう貯金法が改正をされてせつかく貯金の増強に行くわけでありますので、そういう犯罪防止の点についても十分一つ当局としては万全の措置を講じてやつていただきたい。いたすに罪人を作るといふことをやらな

いようには、一つ事前にそういう面における教育あるいはその他の方法をこの際とつてももらいたいということに要望しておくと同時に、それからこれは質問でありませうけれども、貯金関係は保険関係と比べて奨励方法が若干鈍いのではないかと、またそれに対するところの投入金額というものが若干少ないのではないかと。これは貯金と保険の性格上からそういう点はやむを得ない点もあるかと考えますけれども、現場にお

いては貯金の従業員も保険の従業員も変らないわけでありまして、奨励方法あるいは奨励の費用、そういうものについては、これはやはり貯金は貯金なりにかんがりのものを投資をして、十分奨励方法については考えてやつてもらいたいということに要望しておくわけであります。

最後に、この法案にはちよつと関係ありませんけれども、貯金関係で聞いておきたい点があるわけでございます。それは第二封鎖の郵便貯金についてはその後どうなつておりますか。

○加藤政府委員 第二封鎖の郵便貯金の解除につきましては、たゞいま大蔵省当局と鋭意事務折衝中でございます。大体その要する費用は全体で元利合計いたしまして二億三千五百万円でございます。元金が一億六千万円くらいでございます。それに四月一日から施行いたしますれば昭和三十三年三月三十一日までの利子を通常貯金の利子並みの三分九厘六毛の利子をつけまして、合計いたしまして二億三千五百万円ということでございます。

○田中中国務大臣 業務犯罪につきましては未然にこれを防止するというところとで、特に三悪追放というところを打ち出してから、郵政現業でも犯罪が出てからこれを手きびしく処分するというところよりも、事前に防止することに全力を上げるように今通達を出しております。一片の通達だけではなく、これは一つ思い切つて合理的な措置をするつもりであります。奨励の問題につきましても、私もこの法律を提案するときに閣議でも論じたのでありますが、貯蓄というのに対してはPR活動が不足であるし、また第一線に働

いておる現業員の意欲を向上するため、適切な処置をとらなければいかぬということに強く言つておるわけであります。特に三十三年度の予算編成には、前回も申し上げた通り国民の貯蓄奨励というものが非常に大きく出ると思ひますので、他の部門との調整も行いつつ、現在よりも合理的な方法をとりたいということに今考えておるわけでございます。

なお切り捨て預金につきましては、法律的にいろいろな問題があるようでありすが、私が就任のときにもこの委員会でも申し上げた通り、民間がすでに補償しておるにもかかわらず、政府関係機関がわずかに三億弱のものをやらないというとはいはずににしてもよろしくない、こういう考えで、もうすでに戦後十二年もたつておつて、これから郵便貯金を大いに集めようというときに、二億や三億のもので国民の不信を買つていくことはとらざる手段であるというところで、大蔵事務当局とも折衝いたしておりますが、通常国会においてこれが補てんの法律案を提案する予定でございます。

○松井委員長 松前重義君。

○松前委員 貯金局にちよつと伺ひます。大臣でもよろしくございませう。大体今おやりになつておるかどうかが私確実には見ておりませんが、昨年貯金局の施設を見てみますと、利息の勘定やその他が非常に煩瑣で数が多いというので、機械を導入してやつておるようであります。聞くところによるとこの機械はアメリカの会社が所有しておつて、その使用料を郵政省は払つておられる、しかもその機械のカードはまたアメリカから輸入しておられる、こうい

りことを聞くのでありますが、これは  
はんとりですか。

○加藤政府委員 東京地方貯金局であ  
る一部の仕事につきまして機械化を  
やっておりますが、その機械は現在郵政  
省の所有ではなくて借りておりまし  
て、借料を年間約三千万円程度支払つ  
ておるわけでありまして、しかしその相手の  
会社は、一応向うのIBMの系統では  
ございますが、日本の会社になっておりま  
して、その経費は結局日本の会社に入  
るわけでございます。実際に外国に  
行くのは、そのうちのいわゆる特許料  
に相当する、パーセンテージにいたしま  
して大体一割から二割くらいの程度の  
ものが、外国に流れておる状況だとい  
うことを聞いております。それからそ  
れに使用しますカードは、日本製の  
カードを使っております。

○松前委員 大体のところはわかりま  
したけれども、どうもまだ私は明確で  
ないのだが、どうしてそれを借りてお  
るのですか。その機械をなぜお買いに  
ならないのですか。

○加藤政府委員 電子計算機などのあ  
いいう機械は、非常に進歩が激しゅう  
ございまして、大体一年から二年た  
ちますと、すぐ新しい型になるそうで  
ございます。従いまして郵政省で買いま  
してもまたいろいろ買い直しをしなけ  
ればならない関係で、非常に損にな  
る。それよりもむしろIBMの会社で  
はそういう機械を貸しまして、それ  
は借料が少し上る程度で新しい機械に  
絶えず取りかえていく。そしてその方  
が最終的に計算いたしますと、金額的  
に得であるというよりなこと、大体  
日本におきまして会社においても借料を  
払って借りておる。その他のところで

も借料をやつておられるところが多い  
ようでございます。

○松前委員 外国の品物を借りて借料  
を払つていろいろな事務計算機にこれ  
を使うというところが、だんだん日本の  
各方面ほとんどすべてが、煩瑣な事務  
をやるところはそういう方式をとつて  
くるということになると、大へんなこ  
とになるのです。政府が率先してそれ  
をやるといふことになると、大へんな  
ことになると思ふのです。これは金額が  
少くとも非常に重要な問題でありま  
して、まず第一に国産問題に相当に触れ  
ます。同時にまたたまたまお話があつ  
たように、進歩が著しいから借りて  
おつた方が得だといふふうな概念、こ  
れはとんでもない話だと思ふ。進歩が  
著しいのはすべての方面に著しいの  
で、われわれしよつちゅう言つておる  
人工衛星だつて進歩が著しいのです。  
何もかも借りておつた方がいいじゃな  
いか、何もかも外国のものを借りて借  
料を払つた方がいいじゃないか、極端  
にいえばそういう考え方になる。そう  
いう考え方が一体いいのか悪いのか、  
少し政治的な判断を大臣に伺いたい  
と思ひます。

○田中事務大臣 東京貯金局の電子計  
算機につきましては、私も実情を見て  
同じ質問をされたのであります。これ  
は高き一メートル半に二メートルくら  
いの小さなものであります。能率は  
大したものであります。私も技術屋で  
ありますので、こういうものをこの程  
度うまく運用しておるのならば買は  
ないじゃないか、どうして借りておる  
のかと言ひましたら、今貯金局長が答  
へたと同じことでありましたが、実  
際にはもう少し違ふようであります。ど

うしてそういうことをやつておるか  
という、今機械化、オートメーシ  
ン化に対しては組合との間にいろいろ  
問題があるようでありまして、その調  
整にもある程度時間がかかるというこ  
とです。貯金も簡易生命保険もそう  
であります。相当膨大な機構を持つて  
おりまして、オートメーシオン化とい  
うものに対してはこの二、三年よりや  
く本格的にやろうといふ考えであり  
まして、まだそろばんをやつた方がい  
いというふうな長い伝統が相当生きて  
おるようであります。この機械をこ  
なしてみても、もう少し軽便なものが多数  
入れられ、また組合との調整もよく  
いくような場合には採用したそうとい  
うことで、定員の増加という問題も、  
そういう意味で定員の増加ということ  
を一面に言ひながら、こういう機械  
の使用の状況を見ておるといふのが実  
際のことでありまして。政府が少くとも  
三千万円も借料を出して借りておる  
いうことだけでも相当批判も多いのだ  
から、何とか一つ考えるようにとい  
うことは、私もこの間見て参つて、事務  
当局で買ひたいならば買ひ、買つて  
も国会で問題になるのだから、高額の  
のを買つてもこういうプラスがありま  
す、また組合との対立もお互いが調整  
できるというデータを早急に出しなさ  
いといふことを言つておるのでありま  
して、今の段階においては試験的に、  
使えるものか使えないものか、おつか  
なびつくりに使つての借りてやろうと  
いうことでありましたが、結果は非常  
にいいようであります。今まで使つて  
おつた諸君も、こういうものはぜひ入  
れなければいかぬといふことを私にも  
要求しておつたような状態でありま

ので、この問題は一つ近く御相談を申  
し上げつつ、どの程度の機械化をする  
か、どの程度のものを年度計画で入れ  
るかという問題について結論を出し  
たいといふのが実情でございます。さ  
う、御了承をいただきたいと思ひます。

○松前委員 金額は軽少でしようけれ  
ども、それを買つた方ではない悪いの  
問題は別として、また労働組合その他失  
業問題も出てきますから、その辺の調  
整は政治的に適当におやり願ひにしま  
しても、いづれにしてもあつたものの  
を外国から借りて二年も三年も――三  
年になるか二年になりますか知りませ  
んが、森本さんのお話では二年とい  
うことですが、とにかく試験時代は過ぎ  
ておる。しかもあれは電子計算機とい  
いますけれども、いわゆる電子計算機  
のようなものではなく、もっとプリミ  
ティブな、もっと初歩的なものです。能  
率はいいけれども……。あつたものの  
はなるべく自国で作るようによればで  
きることはないです。ある程度確かにで  
きます。やれば必ずできます。だから  
そういう点も考えなければならぬと思  
ひ、この採用の問題については、労  
働組合との問題もありませんけれども、  
ほかにもいろいろ問題を含んでおる  
と思ひます。保守もおそろくその会  
社がやつておるのだらうと思ひ。郵政  
省の手によつて保守されているのでは  
ないでしよう。人のものを借りてい  
るのですから、保守料もお払いになつ  
ておると思ひ。三千万円のほかに保守料  
を払つておるのではありません。

○加藤政府委員 それは会社のサービ  
スでございます。

○松前委員 とにかくこの問題は総合  
的に考へ願つて、あまり外国に對し

て損にならぬようにしていただきたい  
と思ひます。

○上林山委員 関連。郵便貯金法の一  
部を改正して貯蓄の増進をはからうと  
する政府の考え方は、われわれの考  
えと一致しておるので積極的に支持する  
わけですが、ただこの際一言大臣に強  
く要望を申し上げておきたいことがあ  
ります。それは民間の金融機関のサー  
ビスと郵便貯金の窓口のサービスとは  
雲泥の相違がある。その雲泥の相違  
が、郵便局の窓口が非常に親切な方  
であつた方がいいのですけれども、世間のう  
わさではそれが反対なんです。非常に  
事務的で、役人的な気持で扱つてお  
ります。信用金庫なり銀行なんかは預金を  
しますと、窓口では、預金していただい  
てありがたうとか御苦労さんとかとい  
う言葉を言つておるのです。言葉に金  
はかかるのです。ところが郵便局の  
方では、はなはだしいものは、かりに  
三万円か五万円か引き出すと文句を言  
う者が出てくる。前もつて言つておい  
てくれと言ふのです。これは通知預金  
じゃないでしよう。銀行の通知預金な  
ら前もつて言つておくのが正當なんで  
すけれども、郵便局のものに通知預金  
という意味でやつておるはずはないの  
に、前もつて言つてくれなければ困  
ると文句を言う窓口がある。また特定局  
などはその地域の者が多く職員になつ  
ておりますので、そういう気配は割合  
に少ないのですが、これが普通局にな  
ると何だかもう純粋の役人になつたやう  
な形で、ただ事務的に扱つておられさ  
すればいいのだ、何だか末端の神経が  
通わぬやうな点で非常に人気が悪い。  
これはいろいろな事情がありましよう  
が、こういう法を改正して貯蓄の増進

をはかりとする機会でありまして、ことに最近における貯蓄増強は国策として徹底してやつていかなければならぬ時期でございますから、大臣は自分の考えを第一線の者まで徹底せしめるいろいろなやり方をやつておられると思ひますが、こういう面も一つ思ひ切つて——この私の近くにおる数名の委員の諸君も、みんなどうも郵便局の窓口のサービスは不親切で人氣が悪いねと言つておられる。これは私だけが感じてゐることではなくて、世間一般の人もどうも郵便局の窓口がサービスが悪い、自分の金を取りに行くのに何だか他人の金を取りに行くような感じがする、民間金融とはサービスの点においてまことに劣つておる。こういうことは大臣の耳にはあまり入らないかもしれないが、これがほんとうの声です。だからこの際をういう点を一つ徹底させてもらひたい。

ついででありますから簡易保険の問題についても私は触れておきたいのですが、簡易保険を一定のところまでかけると、一定の割合でかけた人がこれを借り出すことができる。これとても自分がかけておる範囲内の何%かを借りるのに、何だか他人のものを借りていくようなあまりいい顔をしない。また親切に教えてくれない、こういうことが多いいです。こういう点については、貯蓄の奨励にしても簡易保険の奨励にしても、サービスの改善というものをとつてやつていただかなければならぬ。政府がやつておる事業が、民間金融に比べてサービスが劣るなどといわれておるということは、私はまことに遺憾なことだと思ふ。これは大臣だけをお責めしても、末端までなかなか通

じないでしようが、それぞれの局に当る者がこういう点の役人的氣質の欠点を是正していく、民間の長所を取り入れていくというような抜本的な気持ちにならぬと、通り一ぺんの反省や通達等のやり方では何にもならぬと私は考へておる。私は貯蓄奨励のPRが足らないという点も認めますが、それに合せて今申し上げるサービスの面がもっと親切であつてほしい。これを強調して、大臣にこの点を強く要望して本案に賛成をしておるものであります。

○田中大臣 ただいま上林山さんから御発言がありました通り、郵便局の窓口が銀行より悪いということは確かでありまして。私も十分そういう声を聞いております。これは私就任のときに直ちに省議でそういうことを申ししたのであります。官業で一番まずい面はサービスが悪いということでありまして。特に官吏が一番いやがるのは頭を下げることであります。銀行では預金の電話をするとき取りにも参りますし、郵便局は頭を下げてでもみ手までしてくれないといふので、非常にサービスが悪いといふことは現に全国各地でいわれております。その意味で郵政特別会計は三公社五現業といながらも三公社一現業だ。公社に最もなれるものは郵政事業ではないかとさへいわれておるのであつて、なるべく独立性を保持しながら民業に移行したいという気持があるならば、もっとサービス面を向上しなければならぬといふことを強く言つております。特に私就任と同時に、今度は郵便貯金をやつてもらつておる方々には、一つカレンダーくらいお配りするようないふ気持にならないとだ

めだぞと言つておるようなわけでありまして。特にその具體的なものとして窓口、特に現金出納をやつてゐる人々にはあまりかえらないようにといふことも言つておきます。もう一つは、この間など木挽町郵便局のように、非常に窓口が親切なので、銀行に持つていくと思ふのもつい木挽町郵便局を持つていくというのたまにはあります。で、そういう人に対しては表彰しようといふような処置をとつておきます。銀行に対しては確かにいろいろな面で問題はありますが、これも貯蓄増強といふことを強く打ち出してありますので、民業に負けぬように一つ大いにサービスの向上に努めるつもりでございます。

○上林山委員 大臣が明確に答弁をされたから、私は期待をいたしております。今までの大臣よりもそういう面については民間で苦勞されておられるようでありまして、必ず実行されると思ひます。ただその際頭を下げよとか、物を持つてこいとか、そういう意味ではないのです。言葉でけつこうです。預金をした者に対して、窓口でありがたうと一口くらい言えるようになければならぬといふことです。そんなにむずかしいサービスの改善を私は言つておるのではない。最も簡単で金がかからないで言葉で済むような態度になぜなれぬか、この点を言つておるのでありますから、預金した者に対してありがたうと言ふくらいは感謝といふか、そういう意味の言葉を吐くことによつて、一割でも二割でも貯蓄増強ができれば、郵政大臣は金を使わなくて成績を上げたことになり、これは歴代大臣の列伝に残る。(笑聲)

小さいよりだけれどもまことに大きなことだ。私はここからいろいろな制度の改革も設備の改善もすべてが起つてくるというくらいに、この点を考へておる。笑いごとではない。まことに大事なことであると考えますから、さらに御審議を願つておきます。

○森本委員 今の上林山委員の発言に關連して申し上げたいと思ひますが、郵便局のサービスを銀行業務その他に負けないように、一般の商業人と同じように考へてサービスせよといふことについては、全く賛成であります。しかし先ほど私がちよつと申し上げましたように、商売が繁盛すればするほど損をするといふような事業のやり方をしておいて、商売人と同じようにやつたところではなかなか無理な点があるわけでありまして。それから頭を下げるというところは、これはいいわけでありまして、具體的な問題になつてくると、郵便貯金法の第二十七条一号にも、払い出すべき郵便局において現金に余裕のないときは、払い出しを拒否することとができるという条項があるわけでありまして。こういう条項が現実には生きておる。生きておるということはなぜかと申しますと、今日各郵便局においては現金の保有高については初めからきまつておるわけですから、何々郵便局については日に十万円から十万円ときまつておるわけですから、そういう場合に預金者から見ますと腹が立つわけですから、五万円もらいに行つて五万円ばかりくれと言つたときに、郵便局の方としては現金がほんとうにないわけだ。そういう仕組になつておる。ところがそれを係員が幾ら説明しても、郵便局全体がけしからぬといふことにな

り、怒られるのは現場の従業員だ。それから先ほどの簡易保険の貸付金問題についても申しかりである。国会において審議をするわけですが、貸付金についても予算の範囲内なければ貸付ができない。予算がオーバーするときは、郵政省から簡易保険の貸付については、言つてきても断つてくれ、こういうことを言つてきておる。そうしておいて怒られるのは、郵便局の現場の従業員です。おれの金を使うのになぜ出してくれぬか、金を借りるのになぜ貸してくれぬかといふことで怒られる。五万円出しに行つたが、郵便局に一万円しか金がないので出してくれぬといふわけですが、実際の内部事情は今私が言つたような内部事情になつておる。従業員に頭を下げて商業的にやれといふことは大いに賛成であります。また大臣がそういう教育をすることも賛成であります。また大いにそういうサービスを改善していかなければならぬといふことは賛成であります。しかしこういう面を事業的な機構面、それから運営面、そういう面については当局の高級官僚の方においても、そういう末端の非常につらいところも考へて、そういう点については十分にサービスが行き渡るように、末端の苦勞といふものを考へてやつてやる措置を講じてやらぬと、ただそういうことを言つても下のところは非常に困る。それからたとえば現在各郵便局においては、純増目標が減るといふことを非常にきらうわけですね。Aの郵便局へ貯金を引き行くと、おれのところで引いてももらつたら成績が下るから、隣の局へ行つて引いてくれといふことが往々にしてあるわけですね。そういうところ



に對するような幾多の疑問があるのて  
ありまして、私はこの機会にこれらの  
疑問の点を明らかにして、將來におけ  
る政府当局の善処を要望しておきたい  
と思うのであります。

第一に、この法律案の施行等の増強  
策によつて、郵便貯金の総額は漸次増  
額し、これに伴つてその国家財政資金  
面においての重要度も今後ますます高  
まつてくると思うものであります。郵  
便貯金は申すまでもなく多数国民の零  
細貯蓄の集積でありますから、これが  
運用に當つては、きわめて公共性の強  
い方面に投融資することによつて、そ  
の利益が大衆に還元することををはかる  
ことが最も肝要であります。しかるに  
現在政府の財政投融資計画は、この意

間を拵かざるを得ないのであります。さて、ここに一々論評することは避けまして、けれども、私はこの機会に政府が郵便貯金を基盤とする財政資金投融資計画について十分再検討し、この貴重な国民貯蓄の集積を最も公共性の高い用途に、十分に投入することによって、運用の効果を国民の福祉の面に反映するように努められることを希望するものであります。

第二に、郵便貯金は財政資金として運用よろしきを得れば、その利益は間接的に国民に還元されるわけでありまして、郵便貯金がやがて一兆円にもなろうとする膨大な資金源を形成した今日においては、その一部をもつて運用の利益がより直接的に預金者へ還元される制度、言いかえれば預金者に何らかのサービスを提供する方法も講ぜられなければならないと考える次第

第でありす。たとえば定額または積立郵便貯金を担保とする預金者貸付等の制度は、銀行預金との対比においても当然考案せらるべきものでありまして、これは一つの例にすぎませんけれども、総じて預金者との結びつきを緊密にすることに於て郵便貯金の普及化をはかる方法が、もつと研究せられてしかるべきだと考ふる次第であります。

第三に、郵便貯金を実際に勧奨普及し、かつ預払い一切の事務を行うのは郵政当局であるにかかわらず、これが運用の面をすべて財務当局が握つておるといふことは、郵便貯金の運用が預金者から遊離する一つの大きな原因となつております。簡易保険資金の運用面におけるこの欠陥は、大論争の末、先般ようやく解決を見たのであります。が、程度の差こそあれ、郵便貯金についても同様のことが言えるのであります。郵便貯金の手をこまねいて預入を待つていたのでは、郵便貯金の増強は思いもよらないのであります。そこで郵便貯金による財政資金の一部でも郵政当局の運用にゆだねるとか、あるいは資金運用部の資金の運用を郵便局の窓口を通じて行ふとか、何らかの方法で郵政当局を運用面にタッチさせることができたなら、資金の運用は預金者にとつてより身近なものとなり、郵政従業員の勤労意欲を高揚し、貯蓄増強に資する効果はきわめて大きいと思ふのであります。政府当局のこの方面に対する研究をわすらわしいと考へておる次第でございます。

第四に、資金運用部に対する金利の点であります。この点につきましましては、先ほど同僚橋本委員からも申されました通り、年六分というのはあまり

に低きに失する金利でありまして、このことによつて郵便貯金会計が赤字になり、その赤字は資金運用部資金の繰り入れによつてまかなつてゐるという状況であり、事業が膨張するに従つて借金がふえるという異常なる今日の郵便貯金会計にありましては、これを早急に是正する措置が望ましいと考ふる次第であります。

第五に、これは法律案に直接関連する問題であります。今回の定額貯金の利率の引き上げは、銀行等民間預金の現行利率と比較してなおかなり低いものでありまして、郵便貯金増強の必要な引き上げであるといわざるを得ないのであります。常識的に見て、一年以下のもの四分八厘、一年以上二年以下のもの五分五厘程度が適當であつたと考へるのであります。諸般の事情上やむを得ないとするならば、将来銀行、農協等の民間利子との均衡をはかつて適當に是正するよう、政府の努力を期待するものであります。

最後に、積立郵便貯金の据置期間は現在二年となつておりますけれども、これの一年ものを作つてはどうかという問題であります。当局の説明によれば、集金等の経費の關係で実施困難であるというのであります。今回の改正により一回の預入金額は一万二千円まで引き上げられたので、経費上の採算もとれるのではないかと思ふのであります。この点につきましても当局の一考をわすらわしいと存じます。

律案の内容とするところはおおむね適當と認め、日本社会党は本案に賛成するものであります。

これをもちて私の討論を終わります。

○松井委員長 これにて討論は終局いたしました。

次に採決いたします。郵便貯金法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松井委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際郵政大臣より発言を求められております。これを許します。田中郵政大臣。

○田中郵政大臣 この際一言申し上げます。郵便貯金法の一部を改正する法律案につきましては、慎重にかつ熱心に御審議賜わり、本日御可決下され、感謝にたえません。審議の過程において種々各委員より有益な御発言がありましたので、郵政当局といたしまして十分その趣旨を体し、法の運用に對し万遺憾なきを期し、本法本来の精神が全うされるよう努力を誓ひまして、こゝにいさづにかえるわけであります。(拍手)

○松井委員長 なお本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひます。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

〔参照〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕